

# 日教組香川 2020.12



発行所 日教組香川教職員組合  
〒760-0008 高松市中野町15-24  
佐藤ビル1F

TEL 087-802-1640  
FAX 087-802-1642  
URL <http://www.jtu-k.com/>  
E-mail [jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp](mailto:jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp)

発行人 嶋村太伸  
毎月1日発行

## 休日のまとめ取りのための一年単位の変形労働時間制 県教委「5つの前提と9つの措置が できていないと実施できない」

### 5つの前提

- 1 対象期間には、長期休業期間等を含むこと
- 2 勤務日や勤務時間の設定に当たっては、通常の正規の勤務時間に比して短く設定する日には勤務時間を割り振らず、かつ、長期休業期間等において勤務時間が割り振られない日を連続して設定すること
- 3 育児や介護等を行う者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をすること
- 4 対象となる教育職員の在校等時間に関し、指針に定める上限時間（42時間/月、320時間/年等）の範囲内であること
- 5 服務監督教育委員会及び校長は、指針に定める全ての措置を講じること

### 教育職員に関する

- イ タイムカードによる記録等の客観的な方法等による在校等時間の把握を行うこと
- ロ 部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とすること
- ハ 通常の正規の勤務時間を超える割振りについては、長期休業期間等で確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校行事が行われる時期等、対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行うこと
- ニ 通常の正規の勤務時間を超えて割り振る日において、これを理由とした担当授業数や部活動等の児童生徒等の活動の延長・追加や、教育職員への業務の新たな付加により、在校等時間を増加させないようにすること
- ホ 通常の正規の勤務時間より短く割り振る日（4時間単位の週休日の振替を行う際の勤務日を除く。）については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間等に連続して設定すること
- ヘ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること

### 学校に関する

- イ 部活動、研修その他の長期休業期間等における業務量の縮減を図ること
- ロ 超勤4項目の臨時又は緊急のやむを得ない業務を除き、職員会議、研修等の業務については、通常の正規の勤務時間内において行うこと
- ハ 全ての教育職員に画一的に適用するのではなく、育児や介護を行う者等については配慮すること

### 9つの措置

香教組でもない、  
香教連でもない、  
高教組でもない



日教組香川HPへ

# 全国で一番なかまの多い 日教組香川へ

## 11.12 県教委交渉

# 教職員の長時間労働を是正するための 働き方改革を推進する

11月12日(木)、日教組香川は、香川県教育委員会と勤務条件改善等に関して交渉を行いました。

交渉にあたり、嶋村中央執行委員長他5名、県教委からは工代県教育長他16名が出席しました。

今回の交渉では、10月22日および11月12日に県人事委員会勧告と報告を受けての賃金と勤務条件の改善、特に「一日7時間45分、一週38時間45分で勤務が終了できる」ための諸施策を講じるとともに、当面、勤務時間の適正化をはかり、長時間労働の是正にとりくむことを強く要望しました。

また、市町教育委員会へ「指針」〈1〉の実行を強く指導するよう県教委に求めました。

以下は、県教委との交渉経過の概略です。

### あくまで時間外勤務の理想は0時間

日教組香川「一日7時間45分、一週38時間45分で勤務が終了できるように、業務削減、必要教職員等を確保すること。当面、勤務時間の適正化をはかり、長時間労働の是正にとりくむこと。」

県教委「必要な教職員等の確保については、引き続き定数改善を国に要望するとともに、新学習指導要領等にも対応した新たな学びの充実を図るための指導体制の見直しを検討しているところである。教職員の長時間労働を是正するため、働き方改革を推進するとともに、市町教育委員会における取組みに対して、適宜、支援等を行っている。」

日教組香川「教職員の働き方改革プランの最終目標は、時間外勤務0時間でいいか。」

県教委「時間外勤務の理想は、0時間だ。」

日教組香川「客観的時間管理はとても大切だと県教委は考えているか。」

県教委「考えている。」

日教組香川「在校等時間の問題について、指針、指針Q & Aに則って県立、市町に指導していると理解しているか。」

県教委「指導している。」

日教組香川「高松市は、土、日および祝日の在校等時間を勤務時間に入れていない。文科省とは違う。高松市教委に対して指導してほしい。その結果を回答してほしい。」

県教委「調査し、状況を把握したい。」

日教組香川「時間記録は公文書として保存しないといけないがどうか。」

県教委「保存しないといけない。」

日教組香川「校長が虚偽の記録をさせた場合は、懲戒処



分の対象か。」  
県教委「そうだ。」

### 市町教委へ「指針」に則すよう指導を

日教組香川「「上限ガイドライン」に関して、県立学校及び県立学校教職員に対して、「指針」に則しての具体的な方針と措置を策定すること。」

県教委「県立学校については、文部科学省の指針を踏まえ、給特条例の改正を行い、県立学校教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を県教育委員会規則等において定めている。」

日教組香川「また、市町教育委員会に対しては、「指針」の周知を徹底するとともに、早急に市町教育委員会が「指針」に則して具体的な方針と措置を策定するよう、十分な指導・助言をすること。」

県教委「市町教育委員会に対しては、「指針」の適用に伴う規則等改正についての説明会を令和元年度内に実施し、市町教育委員会が講ずべき具体的措置について周知をしたところ、すべての市町が令和2年4月1日までに規則改正と方針の策定を行っている。方針が遵守できるよう、今後も引き続き指導、助言を行いたい。」

### 変形労働時間制の導入に関しては「5つの前提」と「9つの措置」に留意

日教組香川「「休日のまとめ取りのための一年単位の変形労働時間制」(以下「変形労働時間制」)の導入に関しては、「5つの前提」と「9つの措置」に留意すること。

また、条例・規則の「改正」に伴っては、勤務労働条件の変更に当たることから、地公法55条に基づく労使協議・交渉事項であることを再度確認すること。」

県教委「県教育委員会としては、令和2年7月17日付で

〈1〉「指針」：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置」

国から通知された省令、指針を受け、その内容を精査しているところであり、市町教育委員会や学校現場の意向も十分確認したうえで、制度導入のための条例改正の必要性について検討していきたい。」

日教組香川「「5つの前提」と「9つの措置」ができない限り、導入はないということでもいいか。」

県教委「そうである。」

日教組香川「この前提と措置は前年度が対象か。」

県教委「そうである。」

日教組香川「再度、労使協議・交渉事項であることを再度確認したい。」

県教委「なかなか複雑な制度なので、説明に上がりたい。」

### 業務削減の一つに香小中研を勤務時間外に

#### 自主的研究団体、加入は任意なはず

日教組香川「香小中研は、長時間労働の要因として、様々な問題を抱える。あくまで香小中研は、自主的研究団体でいいか。」

県教委「自主的研究団体だ。」

日教組香川「働き方改革プランによると、「香小中研は長時間の一因」とあるが、その認識でいいか。」

県教委「そうだ。」

日教組香川「これまでも指摘してきた課題を解決するためにも香小中研の会長と、ぜひ、改善に向けての協議をしてほしい。」

### 賃金カットは行わないように

日教組香川「「令和2年香川県人事委員会報告と勧告」を踏まえ、教職員の賃金水準の引き上げを行うこと。今後、賃金カットを行わないように努力すること。また、賃金の決定にあたっては、教職員団体と十分な協議を行うこと。さらに、公務・学校現場になじまない能力・実績主義に基づく賃金・処遇への反映は拙速に行わないこと。」

県教委「人事委員会の勧告を尊重するというを基本として対応すべきものと考えている。給与に関する協議についても適切に対応したいと考えている。」

日教組香川「県職連合と知事部局が、18日に部長交渉があると聞いているが、その後、教育委員会も追随ということでもいいか。」

県教委「知事部局と同様に人事委員会の勧告を徹底することを基本的対応とさせていただきたいと考えている。」

日教組香川「昨年同時期の交渉でも確認したが、賃金カットは行わないと認識していいか。」

県教委「賃金カットはあってはならないことと考えている。」

日教組香川「今年度は知事部局では会計年度任用職員はボーナス0.05月減だが、再任用職員は0.05月引かないという認識でいいか。」

県教委「知事部局と同様になると思う。」

### 学校事務職員の賃金改善を

日教組香川「学校事務職員の賃金に関して、知事部局の一般行政職と格差があることから、喫緊に運用改善をし、格差をなくすこと。」

県教委「学校事務職員の給与制度については、知事部局との均衡を基本として運用している。」

### 長期間の不妊治療が可能となるよう休暇を延長

日教組香川「長期間の不妊治療が可能となるよう休暇を延長すること。」

県教委「昨年度の人事委員会報告の趣旨を踏まえ、本年1月1日から不妊治療のための特別休暇を導入しており、不妊治療のための休暇制度の拡充については、今後の人事委員会報告等を踏まえ、対応してまいりたい。」

### 「みんなですすめる人権・同和教育」を全教職員に

日教組香川「みんなですすめる人権・同和教育」に、LGBTの子どもたちや教職員が過ごしやすい学校にするための視点を追記するなど、時代に即した再改訂版を早急に作成すること。」

県教委「みんなですすめる人権・同和教育」の今後の再改訂に向けて、新しい人権課題についてさらに内容を充実させるよう、検討しているところである。」

日教組香川「部落解放同盟香川県連合会、香川県隣保館連絡協議会、日教組香川教職員組合の3者で、後日「みんなですすめる人権・同和教育」の県内教職員全員配布等に関する要望書を提出したい。予算化に向けて努力してほしい。」

### インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実を

日教組香川「すべての子どもや保護者のニーズにあった「インクルーシブ教育」を推進すること。」

県教委「すべての小・中学校、高校では、校内委員会を中心とした全校的な教育支援体制の整備が図られており、また、校内委員会等の場において、一人一人の障害に状態や教育的ニーズを踏まえた合理的配慮や関係機関と連携した切れ目のない支援について検討がなされるなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実に取り組んでいるところである。」

日教組香川「県下の教育が活性化し、インクルーシブ教育の充実を図るための方策を講じるため、小・中学校と特別支援学校との人事交流を積極的に行うことが必要だと考えている。2019年3月県議会で、高田議員の質問に対しての教育長答弁を確認してほしい。」



県教委



日教組香川

コロナ対策にむけた施策を

日教組香川「新型コロナウイルス感染症に起因する偏見や差別の払拭にむけた施策を講じること。」

県教委「県内の団体や個人と連携して、啓発キャンペーン「NOコロナハラスメント～正しい情報をもとに冷静な行動を～」を令和2年8月から実施するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害に悩んでいる人のための人権相談電話窓口を開設しており、各学校においても過度な感染対策がコロナいじめに発展しないよう生徒指導を強化している。人権・同和教育課主催の研修会や出前講座において、正しい情報に基づく適切

な判断・行動をとることで偏見や差別の防止を徹底するよう指導するとともに、コロナによる偏見や差別の問題について考える授業の相談が学校からあった場合には、他県の先進的な取組等を情報提供している。」

「人事異動基本方針」を教職員一人ひとりに

日教組香川「人事異動に関して、「公立学校教職員人事異動基本方針」「基本的な考え方」が、確実に教職員一人ひとりに行き渡るよう、市町教育委員会に周知、指導すること。」

県教委「各市町教育委員会及び各学校に、文書で通知するとともに、教育事務所が行う教育長会、地区校長会で周知・徹底を図る。」

諸問題の解決は、教職員の働き方改革につきる

教育長「諸問題の解決は、教職員の働き方改革につきる。

県としては、全国統一して諸課題の解決をしてほしい。

そのためにも全国組織の日教組からも要望してほしい。

また、ハラスメントの問題も大きいと考えている。

今後とも香川県の教育をよくしていくためにとむにがんばってほしい。

# 11.20県教委給与改定説明会

○人事委員会の報告・勧告を踏まえ、次のとおり実施

## 1 本年の民間給与との較差に基づく給与改定等

### (1) 月例給（給料表、諸手当）

報告どおり改定なし

### (2) 期末・勤勉手当【令和2年12月から適用】

勧告どおり年間支給月数引下げ

4.50月分⇒4.45月分（期末手当を0.05月分引下げ）

※ 再任用職員は、据え置き、会計年度任用職員は、次年度から引下げ

## 2 その他

### (1) 昇給制度【令和3年1月から実施】

#### ① 若年層の改善（対象：教員）

27歳時昇給（+2号給）の実施時期を1歳前倒しし、26歳時昇給とする

※ 令和2年1月から毎年1歳ずつ前倒しし、最終的に23歳時昇給とする

#### ② 高齢層の改善（対象：教員）

勤続25年昇給（+2号給）の追加

※ 令和2年1月から5年程度をかけて順次付与

#### ③ 高齢層の改善（対象：行政職）

54歳時昇給（+2号給）の追加

### (2) 行政職の昇格制度【令和3年4月から実施】

行政職4級（困難主任）昇格年齢を1歳引下げ、39歳とする

※ 経過措置として、令和2年10月から半年前倒し実施

### (3) 臨時的任用職員及び育休任期付職員の初任給の上限号給【令和3年4月から実施】

#### ① 高校教育職給料表適用者

現行1-93(297,900円)を1-121(319,300円)に引上げ

#### ② 小中学校教育職給料表適用者

現行1-85(287,200円)を1-105(301,600円)に引上げ

#### ③ 医療職給料表(二)適用者

・4年制大学卒 現行2-33(236,200円)を2-65(274,600円)に引上げ

・短大卒 現行1-41(211,900円)を1-61(230,300円)に引上げ

※ ①～③とも、令和2年4月から段階的に引上げ、最終的に令和4年4月に給料表の最高号給まで引上げ（＝上限を撤廃）

※ 60歳超の職員の号給は、再任用職員の給与水準との均衡を考慮し据え置き

# 11.12県人事委員会報告

11月12日(木)、県人事委員会(委員長 関谷利裕)は、今年度の2回目の『職員の給与等に関する報告』を行い、日教組香川を含む五者共闘に説明会を行いました。日教組香川からは、嶋村委員長が出席しました。

### ○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差(Δ0.05%)が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

# 高松市教委、文科の「指針」に反する姿勢貫く

## 「土日や祝日などの業務への時間も『在校等時間』に含まれることは知っているが、管理職が現認できないから含めない」

11月20日(金)、高松市役所で、高松市と高松地区労働組合連合会、連合香川東地域協議会、連合香川高松地区協議会の三者による「2021政策・制度に関する要望書」に対する回答交渉がありました。日教組香川からは嶋村委員長が高松地区労働副議長として参加しました。

今回の回答交渉では、教育・人権政策の教職員の働き方改革について重点的に担当課の川上学校教育課長に再質問をしました。

特に(3)の回答「今後、文部科学省が示していますように、土日や祝日などに行っている業務の時間のうち、校長が命じている校務については「在校等時間」とすることにつきまして、その管理方法を含めて検

討し、勤務実態の明確化を図りたいと思います。」について、何故、文科省が言うように土日や祝日などの業務の時間も『在校等時間』に含まれないのか追求しました。

川上学校教育課長からは「文科省が土日や祝日などの業務の時間も『在校等時間』に含めると言っていることは承知しているが、土日や祝日は管理職が現認できないので、『在校等時間』には含めない。」と回答。

組合側から「平日でも管理職に現認などない。ICカードの打点で管理できるのではないか」「市の幼稚園は、土日や祝日の勤務は時間外でカウントしているのに、なぜ学校ではできないのか」「土日や祝日の勤務を勤務時間にしないなど民間では



考えられない」と発言しましたが、川上学校教育課長は、「できない。」の一点張りで、「来年度からは検討する。」という回答にとどまりました。

この間、市議会での教育長答弁も同様であり、なぜ、高松市が文科の「指針」に反した姿勢を貫き通すのかその真意が計り知れない状況が続いています。

### 「2021 政策・制度に関する要望書」に対する回答（一部抜粋）

要望事項		回答局	回答課	回 答
《教育・人権政策》				
1. 教職員の働き方改革について				
(1)	教職員の長時間労働は正に向けて、厚労省策定の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく勤務時間管理の適正化をはかるとともに、各校に安全衛生委員会の設置・開催等、労働安全衛生体制の整備を徹底すること。	教育局	学校教育課	勤務時間管理については、出退勤時刻記録システムを使って各学校において管理し、毎月全教職員のデータを教育委員会に報告しています。各校に安全衛生委員会の設置・開催等、労働安全衛生体制の整備を徹底することについては、関係課とも協議しながら検討中です。
(2)	学校現場に働く教職員の「働き方改革」推進のため、市立学校においては、客観的な労働時間の把握を徹底すること。また「上限ガイドライン」に関して、具体的な方策と措置を策定すること。なお、「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン」の進捗状況、特に目標である「時間外勤務が月80時間を超える教職員をゼロに。すべての教職員が、時間外勤務を25%以上削減」がどのくらいすすんでいるか、その達成状況を明らかにすること。更に、この課題に対する管理職の認識の低さがあることから、管理職に対する研修をさらに進めること。	教育局	学校教育課	客観的な労働時間の把握の徹底については、各学校において、出退勤時刻記録システムを使って教職員の勤務時間を把握しており、職員会議等で、定期的にその記録を活用して時間管理の意識改革を図ったり、勤務時間の長い教職員には管理職が面接による指導・助言を行ったりしています。 「上限ガイドライン」に関して、具体的な方策と措置を策定することについては、これまでのICTの活用による業務の効率化やスクールサポートスタッフの増配置等の人的支援、出退勤時刻記録システムの勤務記録を活用した働き方改革の推進などを、順次、実施しています。特に、ICTの活用のうち、整備を進めています電子黒板については、児童生徒の学習内容の理解を高めるだけでなく、教員の業務の効率化にも役立っており、今年度末までに小中学校の全普通教室に常設する予定です。 「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン」の進捗状況については、出退勤時刻記録システムの記録データを確認すると、本年4月から9月の平日、一月当たりの時間外勤務は、小学校約39時間、中学校約40時間となっており、平成29年度の6月の調査時のデータと比較しますと、目標の25パーセント以上削減しており、成果があったものであります。 また、平日の時間外勤務が月80時間を超える教職員の本年4月から10月における割合は、小学校5.6%、中学校8.1%であり、平成29年6月の割合と比較しますと大幅に減少が見られるものの、月80時間を超える教職員をゼロにする目標の達成には至っておりません。 管理職に対する研修については、各園・各学校の働き方改革についての取組を実践事例集にまとめ、令和元年11月の園長・校長・副校長研修会におきまして、ポスターセッションを行う中で、働き方改革推進のための体制整備のポイント等について情報交換を行っています。教育委員会としましては、今後とも各学校へ情報発信や指導・助言を行うとともに、地域の協力も得ながら、各学校の実態に応じた働き方改革を進めてまいります。
(3)	教職員の働き方改革について、「休日のまとめ取りのための一年単位の變形労働時間制」の導入に関しては、「業務削減」や「上限方針の遵守」等の長時間労働は正策の進捗状況や勤務実態の明確化を前提とすること。	教育局	学校教育課	「業務削減」や「上限方針の遵守」等の長時間労働は正策の進捗状況や勤務実態の明確化を前提とすることについては、来年3月に策定予定の「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン」を中心に長時間労働は正策を推進するとともに、今後、文部科学省が示していますように、土日や祝日などに行っている業務の時間のうち、校長が命じている校務については「在校等時間」とすることにつきまして、その管理方法を含めて検討し、勤務実態の明確化を図りたいと思います。

要望事項		回答局	回答課	回 答
(4)	子どものゆたかな学びを保障するため、小学校から高校まで30人以下学級の実現と教職員定数の改善を国や県に要望すること。当面、市費教職員を増員し、小学校から高校まで35人以下学級を実現すること。	教育局	学校教育課	本市におきましては、これまで、国や県による35人以下学級編制の対象学年である小学校1年から4年及び中学校1年に加え、小学校高学年においても少人数学級編制の実施に努めており、実施校からは、「児童一人一人の課題に沿ったきめ細かな学習指導ができ、学力向上につながった」との報告を受けております。 本来、学級編制基準の緩和や、それに伴う教職員の増員は、国や県が行うべきものであり、まずは全学年での35人以下学級編制の実現と、それを可能にする教職員の増員について、国や県に要望しているところであります。
(5)	「全国学力・学習状況調査」については、各学校の序列化につながるおそれがあることから、引き続き数値による結果の公表(グラフも含む)をしないこと。	教育局	学校教育課	本調査の目的は、調査結果を分析し、教育施策の検証・改善を図るとともに、学校における教育指導の充実や学習状況の改善に役立てるものであり、数値による公表は、調査の目的に沿うものでなく、各学校の序列化につながる恐れがあるものとの認識から、公表は文章による表現としています。
(6)	就学時健康診断について、あらためて、学校が本来する業務でないことを確認し、市が責任をもって行ない、学校への委託業務をやめること。当面、学校に業務を委託する場合は、学校教育に支障にならないように配慮すること。特に、就学時健康診断により、授業時数が少なくなったり、授業時間が短くなったりしている現状を改善すること。また、就学時健康診断についてその趣旨等を職員にきちんと説明するよう校長ならびに実施担当者会議で周知すること。	教育局	保健体育課	各学校には、工夫して授業時間を確保していただいているところですが、学校を会場とすることで、入学前の子どもの情報を直接収集できるなどの大きなメリットがあります。 また、事前の打ち合わせ会で、趣旨を説明するとともに学校に協力を依頼しているところであり、今後とも学校を会場とすることに協力をお願いしたいと考えています。
(7)	市教委が主催している陸上記録会、教育文化祭等、また、香小研高松支部が主催している競書会等、一部の子どもたちが参加している行事が、学校教育に欠かさないという認識を改めるとともに、廃止または社会教育に移行させること。	教育局	学校教育課	香小研高松支部が主催している競書会については、今年度より実施しないと伺っております。教育文化祭については、感染症防止のため本年度中止としました。来年度以降、教育文化祭については、実施することに一定以上の意義があると考えられるため、感染予防に努めながら実施する方向で考えております。
			保健体育課	市教委が主催している陸上記録会は、市内の小学校における体育活動の成果を試す目的があるため、各学校は大会に向けて練習や準備を行っています。 練習の参加に当たっては、各学校で幅広く募集をし、それぞれ意欲のある子どもたちが熱心に活動に励み、子どもたちの様々な個性や特性の伸長が図られる良い機会と考えています。
			生涯学習課	社会教育の一環として、高松市子ども会育成連絡協議会との共催事業の実施や、子どもに体験活動の場を提供する事業等への助成を通して、引き続き、多くの子どもが参加できる行事や多様な体験活動ができる機会を設けてまいります。

## 日教組香川応援企画 「子どもに良い教科書を！市民集会」開催

11月14日(土)、香川県社会福祉総合センターにおいて、「子どもに良い教科書を！市民集会」が開催されました。

今夏の教科書採択では、高松北中学校で使用されていた育鵬社の社会科教科書が帝国書院に変更になりました。全国的にも多くの県で育鵬社から他社への教科書に変更になりましたが、なぜこういった状況に至ったのか、どんな教科書がどのように選ばれたのか、子どもたちに良い教科書を渡すためにどのような活動が求められるのかなどについて、相可文代さん(元大阪府中学校社会科教員)から大変興味深いお話がありました。

### 寄稿(香川の子どもと教科ネット・松井雅子)

県立高松北中学校に「育鵬社」が採択された時、このまま放置していたら、香川中に「育鵬社」歴史、公民教科書が広がってしまうという危機感から、「香川の子どもと教科書ネット」を立ち上げた。毎年、「育鵬社」を撤回するように県教育委員会への要請行動を繰り返してきたが、なかなか思うようにいかなかった。

しかし日本中で「育鵬社」反対の声をあげ続けてきたからだろう。東京、大阪、横浜市、藤沢市と、軒並

みに「育鵬社」離れの朗報が届いてきたから、県教育委員会も、「育鵬社」を採択しないのでは？と予想していた通りになった。やはり声を上げていくべきだと思った。

毎年、新しく出版される歴史、公民、道徳に関する全社教科書の内容を比較し、問題点を分かりやすく分析した情報を、素早く全国にメール送信してくださるのが、「子どもたちに渡すな！あぶない教科書 大阪の会」の相可文代さん(元中学校社会科教員)です。

このコロナ禍の中、一度延期はしたが、やっと集会を開く事ができた。

「育鵬社は撤回できたけれど、他の教科書会社も、育鵬社寄りの愛国心強調の内容に変化してしまった現在、これで解決した等とは言えない。」又「歴史、公民教科書は、社会科担当教師の責任と言えるが、安倍前首相によって、道徳が教科化されてしまった以上、全教員の責任になってきている。」とのお話に、まだまだ教科書問題から手がぬけないのだなと心が引き締められた。



教育実践講座 II

算数の授業で役立つ小技や小ねた⑧

石原清貴(元小学校教員)

1 新しい教科書の割合

指導要領が改訂され、算数指導の骨組みや内容が大きく変わりました。特に5年生の算数の割合はかなり変更されています。それは、学力テストで割合の理解度が悪かったためです。文科省も教科書会社も何らかの改善が必要だと考えたのだと思います。ただし、結論から言うと、よくなったとは思えません。例えば、4年生から割合という言葉を持ち込んで、倍の指導を行うようになりました。5年生の小数のかけ算割り算段階でも割合指導の先取りを行っています。また、割合の指導に入る手前に「分数倍」という考え方も教えるようになってきています。そこで扱われる図は相変わらず多様です。2テープ対応図、二重数直線、関係図が登場して、どれがメインの図なのか分かりません。こういったやり方では割合のモデルが形成されないことになり、かえって混乱するのではないかと思います。

そして、本格的な割合の学習では1本の数直線で量と割合の関係を表すようになり、この図(線分図)がメインになります。啓林館の教科書はこれまで一貫して線分図を使ってきましたが、改訂前ではメインの座から一歩後退していたのです。ところが今回の改訂で再び前面に押し出されてきました。東京書籍の教科書も二重数直線がメインとして出てきています。算数の解説書に割合のモデルに数直線がよいという文言が出されたことも関係しているのでしょうか。

私は長い間割合の指導方法を研究してきたこともあり、これらの線分図や二重数直線図で、量と割合の関係を表す方法が、あまり効果的ではなかったという見解を持っています。できるならば、「にらめっこ図」でやってほしいのですが、現在の教科書中心主義教育のやり方では、これらの図を使っただけの指導をやらざるを得ない状況だと思われまます。

2 倍・倍カードゲームをやろう

そういうわけで今回の「算数小ねた」は割合学習に入る前にやっておきたい倍カードゲームの紹介です。  
→用意するカード

100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
1倍	2倍	3倍	4倍	5倍	0.2倍	0.4倍	0.5倍	1/3倍	1/4倍

倍カードの裏には?倍という文字を入れておいて下さい

やり方

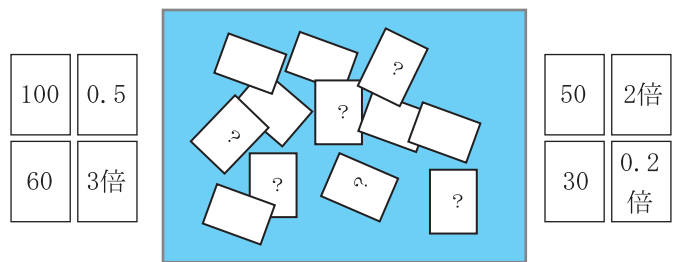
- ・二人で行う対戦型ゲームです。机を挟んで二人が向

き合って座ります。

- ・机の上に倍カードと数字カードを裏返して広げます。
- ・数字カードと倍カードを交互に引いて行き、一回ごとに数字カードと倍カードの組み合わせで答を計算します。
- ・最後まで引き終わると答を合計してどちらが大きい数になったかで勝敗を決します。



石原清貴氏



このゲームは、整数倍・小数倍・分数倍になれるためのゲームです。子どもたちの実態に応じて、整数倍・小数倍・分数倍を選択してやって下さい。

また、このゲームは下の図のように歩合・百分率の学習をした後の習熟のゲームとして使えます。(また、割増、割引もできます。)

100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
1割	2割	4割	6割	8割	20%	40%	50%	60%	80%

単純なゲームですが、算数の苦手な子も喜んでやってくれるし、すぐに計算できるようになります。倍・百分率・歩合計算の習熟にはもってこいです。

3 ゲームの一コマ

「先生、40の6割っていくらになるの?」

「6割って、10に分けた内の6つ分の大きさだろう。

だから0.何倍?」

「あ、0.6倍したらいいんだ」

「正解」

=歩合もやらないと生活で困ります。=

追記

カードは名刺カードを使うと便利です。印刷せず手書きで十分です。(子どもたちに書いてもらうのもいいかもしれません。)

気持ちよく、安心して働けていますか？

相談には  
臨床心理士が  
あまります

# 今年最後の電話相談会、実施！

2020年12月17日(木) 18:30~20:00

パワハラ、セクハラ、マタハラ等、職場の人間関係の相談ごと、お気軽にご相談ください。日教組香川役員、臨床心理士が対応させていただきます。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、JTU-カフェは当分お休みさせていただきます。

## フリーダイヤル、0120-27-5925

## 教職員共済生協の 総合共済

### なら、業務中に起こった 賠償事故も補償します！

総合共済は月掛金**900円** 契約期間5年で、実質月掛金は500円になります

#### 給食費を賠償

運動会が悪天候により延期され、平日開催となった。そのため開催日の給食を止める連絡を給食センターにするべきところ担当者が失念。外部委託の給食センターに賠償。

総合共済からの  
お支払い実例

約 100,000 円

#### 部活中の事故

部活でサッカーの練習中、生徒が蹴ったボールが塀とフェンスの隙間から外部へ飛び出し通行中の自動車に損害を与えた。契約者がサッカー部の顧問として練習に立会い指導中の事故。

総合共済からの  
お支払い実例

約 250,000 円

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 東四国事業所

〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育会館  
電話 0120-27-8140 FAX0800-200-2207

## カナリア通信

ローズマリー

◆わが家の物干し場には、ローズマリーの鉢があります。十年近く前に買った小さな苗は大きめの鉢が丁度良いサイズに生長しました◆水やりをしながら見る枝の途中に、ほとんど葉がついていない部分のあることに胸が痛くなります◆少し前のわたしは、様々な用件に忙殺されて、水やりさえもできていなかったのです。ローズマリーはぎりぎりまで命をつないでいたのでしよう。その頃伸びた部分は「生きていくことに必死だったよ。」と語ってきます◆幸いなことに、今は天気の様子を見ながらそれなりの世話ができるようにになりました。枝先の葉は力強く密度を増し、小さな枝が出てきています◆「生きてさえいればいい時も来る。苦しかった時期をなかつたことにはできないけれどね。」そんな声も聞こえてきます◆